

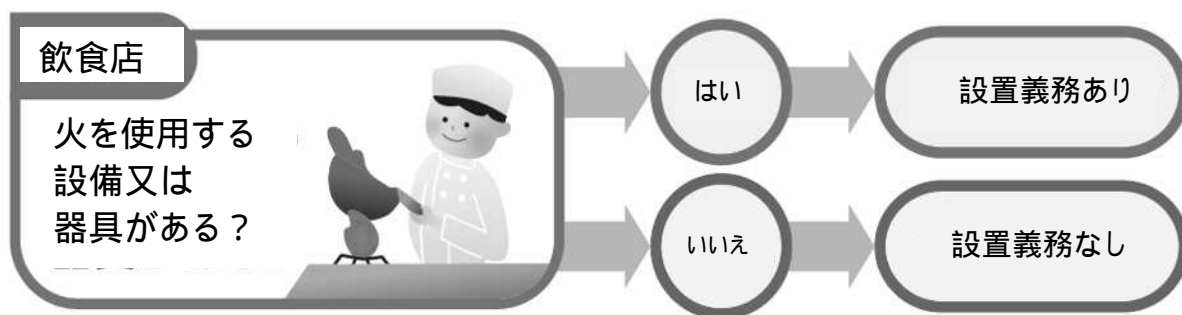
# あなたのお店に 消火器は ありますか？



2019年10月1日～

糸魚川市大規模火災(2016年12月22日 / 写真提供:糸魚川市消防本部)

## 火を使用するすべての飲食店に 消火器の設置が必要となりました。



以下の装置があれば消火器の設置は免除できます。

調理油過熱防止装置(すべてのバーナーに必要)  
自動消火装置(火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの)  
その他の危険な状態の発生の防止および発生時における  
被害を軽減する安全機能を有する装置(例:圧力感知安全装置)

調理油過熱防止装置



1

消火器を  
設置します。  
標識も忘れずに!

最寄りの販売店等でご購入ください。



2

消火器を設置後、6カ月ごとに  
点検し、1年に1回管轄の消防署へ  
点検結果報告書を提出します。

消火器設置義務対象物施設においては、  
点検及び消防署への報告が必要になります。



どなたでもご自分で点検することができます!

**蓄圧式消火器**

製造年から 5 年まで外観のみの点検

**加圧式消火器**

製造年から 3 年まで外観のみの点検



蓄圧式には指示圧力  
計が付いています。



蓄圧式消火器

飲食店では、防災物品を使用してください!

飲食店では、カーテンや布製のブラインド、  
じゅうたん等は防災性能を有する防災物品を  
使用しなければなりません。

消防庁登録者番号

**防 災**

登録確認機関名  
公益財団法人 日本防災協会

防災物品ラベル

お問い合わせは、最寄りの消防機関へ

中央消防署	2 3 3 - 9 1 1 5
中央消防署 伊崎出張所	2 3 1 - 5 2 2 1
東消防署	2 4 6 - 0 0 0 1
東消防署 小月出張所	2 8 2 - 0 4 8 3
東消防署 勝山出張所	2 5 6 - 1 5 3 1
西消防署	2 6 7 - 1 3 1 1

北消防署	2 5 3 - 0 1 1 9
豊浦西消防署	7 7 2 - 1 7 3 3
豊浦西消防署 豊北出張所	7 8 2 - 0 2 5 1
豊浦東消防署	7 6 6 - 1 3 1 5
豊浦東消防署 菊川出張所	2 8 7 - 0 0 9 4
消防局予防課	2 3 3 - 9 1 1 3